

板橋区学校歯科保健協議会設置規程

(平成 29 年 7 月 25 日教育長決定)

(設 置)

第 1 条 児童・生徒の歯・口の健康保持増進に資するため、板橋区学校歯科保健協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 定期健康診断の結果に関する事。
- (2) 学校歯科事業の実施報告及び実施予定に関する事。
- (3) 学校歯科保健についての調査・研究に関する事。
- (4) 学校歯科保健についての指導・助言に関する事。
- (5) その他児童生徒の歯科対策に必要な事。

(組 織)

第 3 条 協議会の構成員は、別表の職にある者とする。

(庶 務)

第 4 条 協議会に関する事務は、教育委員会事務局学務課で処理する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、板橋区学校歯科医会会長と教育委員会との協議により定める。

付 則

この規定は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。

別 表

板橋区学校歯科保健協議会の構成員

板橋区学校歯科医会会長	1 名
板橋区学校歯科医会副会長	1 名
板橋区学校歯科医会専務理事	1 名
板橋区学校歯科医会理事	1 名
小学校保健研究部長	1 名
中学校保健研究部長	1 名
小学校養護教諭代表	2 名
中学校養護教諭代表	2 名
教育委員会事務局学務課代表	3 名
その他板橋区学校歯科医会会長及び教育委員会が必要と認めた者	